新得町過疎地域持続的発展計画

令和３年度～令和７年度

北海道上川郡新得町

目　　次　　頁

１　基本的な事項
（１）　新得町の概況　…　１
（２）　人口及び産業の推移と動向　…　３
（３）　新得町の行財政の状況　…　６
（４）　地域の持続的発展の基本方針　…　９
（５）　地域の持続的発展のための基本目標　…　９
（６）　計画の達成状況の評価に関する事項　…１１
（７）　計画期間　…１１
（８）　公共施設等総合管理計画との整合　…１１
２　移住・定住・地域間交流の促進、人材育成
（１）　現況と問題点　…１３
（２）　その対策　…１３
（３）　計　　画　…１４
（４）　公共施設等総合管理計画等との整合　…１４
３　産業の振興
（１）　現況と問題点　…１５
（２）　その対策　…１７
（３）　計　　画　…１８
（４）　産業振興促進事項　…２０
（５）　公共施設等総合管理計画等との整合　…２０
４　地域における情報化
（１）　現況と問題点　…２１
（２）　その対策　…２１
（３）　計　　画　…２１
（４）　公共施設等総合管理計画等との整合　…２１
５　交通施設の整備、交通手段の確保
（１）　現況と問題点　…２２
（２）　その対策　…２３
（３）　計　　画　…２３
（４）　公共施設等総合管理計画等との整合　…２５
６　生活環境の整備
（１）　現況と問題点　…２６
（２）　その対策　…２８
（３）　計　　画　…２９
（４）　公共施設等総合管理計画等との整合　…３０
７　子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進
（１）　現況と問題点　…３１
（２）　その対策　…３２
（３）　計　　画　…３２
（４）　公共施設等総合管理計画等との整合　…３３

８　医療の確保
（１）　現況と問題点　…３４
（２）　その対策　…３４
（３）　計　　画　…３４
（４）　公共施設等総合管理計画等との整合　…３４
９　教育の振興
（１）　現況と問題点　…３５
（２）　その対策　…３６
（３）　計　　画　…３７
（４）　公共施設等総合管理計画等との整合　…３９
１０　再生可能エネルギーの利用の推進
（１）　現況と問題点　…４０
（２）　その対策　…４０
（３）　計　　画　…４０
（４）　公共施設等総合管理計画等との整合　…４０
１１　その他地域の持続的発展に関し必要な事項
（１）　現況と問題点　…４１
（２）　その対策　…４１
（３）　計　　画　…４１
（４）　公共施設等総合管理計画等との整合　…４１

事業計画（令和３年度～令和７年度）過疎地域持続的発展特別事業分　…４２

１　基本的な事項

（１）新得町の概況

①新得町の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

－自然的条件－

新得町は十勝の最西部に位置し、東西 30.76 ㎞、南北 62.29 ㎞、総面積 1,063.83 平方㎞で、東は鹿追町、上士幌町に接し、南は清水町、西は上川管内南富良野町、北は同管内美瑛町、上川町に接しています。北部一帯が総面積の 70%を占める大雪山国立公園の国有林で、南部は十勝川流域の屈足地域、佐幌川流域の新得地域、その中間台地の上佐幌地域の 3 地帯に分かれており、それぞれ農耕地帯となっています。

気候は北部の大雪山系や西南部の日高山脈の影響を受け、寒暖差の激しい内陸的気候の特徴を有しており、また、特別豪雪地帯の指定を受けています。年間平均気温は約 7℃、年間降水量はおよそ 1,100 ㎜～1,200 ㎜で推移しています。

－歴史的条件－

本町は明治 32 年に山形県からの移民 13 戸によって開拓の鍬がおろされ、翌 33 年、芽室外 6 カ村戸長役場が設置されてその管轄に属し、同 36 年、人舞外 1 カ村戸長役場の発足とともにその管轄下に入りました。

明治 40 年、落合～釧路間の鉄道開通によって福島、宮崎、埼玉団体及び幕別町からの移住が急増し、新得市街が形成されました。大正 6 年に機関区、保線区など鉄道の諸施設が置かれ、鉄道の要衝として、また、西部十勝における農林産物の集散地として発展しました。

大正 4 年、人舞外 1 カ村から屈足村として分村、同 12 年には新得村と改称し、昭和 8 年町制を施行し現在に至っています。

－社会的条件－

町内の市街地としては、行政の中心地として役場本庁が所在する新得市街と、古くから木材集散地として発展してきた屈足市街の 2 カ所であり、主要道道で連絡されています。

新得市街には役場本庁のほか、西部十勝 3 町を管轄する新得警察署、十勝総合振興局保健環境部新得地域保健支所が所在、ＪＲ新得駅を中心に商店などが集積し、本町の中核的市街地を形成しています。

屈足市街には役場支所が置かれ、道道忠別清水線を中心に市街地が形成されています。北部に大雪山国立公園と広大な国有林を背景に、木材の集散、加工事業により発展し、現在 3 カ所の木工場が操業しています。集落再編整備事業により団地形成がされたほか、地域拠点施設として身体障害者療護施設と介護予防拠点施設が整備されています。ほかに農村集落が数カ所点在しており、町道等で連絡されています。

－経済的条件－

本町の基幹産業である農業は、山麓特有の冷涼な自然条件を生かした畑作、酪農、肉用牛飼養の大規模経営が展開されています。

また、工業では、木材関連産業が本町の工業生産出荷額（令和元年 5 月工業統計）の 49.0%を占めており、コンクリート製品製造業や食料品製造（乾麺、漬物）などが主たる事業として操業されています。

商業においては、新得、屈足両市街地の中心部に小売店、飲食店が集積し、日用品を中心に商業活動が展開されています。

観光においては、町の北部に大雪山国立公園の東大雪を擁し、トムラウシ温泉周辺の原始的

秘境が全国的に知られており、特に夏期においては日本百名山の一つであるトムラウシ山の登山基地として利用されているほか、自然を求めて都会から訪れる人々の人気スポットとなっています。また、ルート上には十勝ダム、屈足ダムなどの景勝地やくったり温泉レイク・インもあり、十勝川の豊富な水資源を活かしたラフティングやカヌーなどアウトドアスポーツも行われています。

国道 38 号線狩勝峠周辺では、サホロスキー場を中心とした狩勝高原周辺にリゾート地が形成されており、クラブメッド北海道サホロや十勝サホロリゾートホテル、スキー場、ゴルフ場、ベアマウンテンなど様々な施設が整備され、国際的な長期滞在型リゾート地として事業が展開されています。

②新得町における過疎の状況

－人口等の動向－

国勢調査の結果によると、昭和 35 年に 13,651 人であった人口が平成 27 年には 6,288 人と、60 年間で 7,363 人（53.9%）の大幅な減少を示しており、令和 3 年 3 月 31 日現在の住民登録人口は、5,713 人となっています。

人口減少の要因は国鉄の分割民営化や営林署の統廃合による労働者や家族の減少が大きく、それらに関連する工業人口の減少、離農による農業人口の減少、十勝ダム・佐幌ダムなどの大型公共事業の終了、若年層の町外流出、少子高齢化などが影響しています。

－これまでの対策及び課題－

本町は、過疎地域対策緊急措置法（昭和 45 年法律第 31 号）以後、過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）まで継続して過疎地域の指定を受け、様々な過疎対策を実施してきました。

過疎地域自立促進特別措置法による市町村計画（平成 28 年度～令和 2 年度）では、基幹産業である農業の基盤整備の継続を始め、少子高齢化対策として子育て支援施設の整備や施策の充実、高齢者福祉施設や障がい者グループホームの整備のほか、地域医療体制の維持・確保を進め、また、民間活力を積極的に導入し住環境の整備等による移住定住対策などを通じて活性化を図ってきたところです。

その結果、各種の生活基盤施設の整備は進められてきており、一定の成果はあがっているものの、安定した生活と雇用の確保や過疎化の進行を止めるまでには至っていません。

今後も少子高齢化が更に進行し、人口の自然減が見込まれる状況にあるため、引き続き地域産業の振興や起業への支援、子育て環境の充実と支援、高齢者が安心して暮らせる環境整備、次代を担う人材育成、定住促進対策など積極的な対策を図っていく必要があります。

－新得町における今後の見通し－

本町は北海道の重心に位置し、道東の玄関口に位置する地の利と道東自動車道をはじめＪＲ石勝線や根室本線、国道 38 号線や道道、町道など鉄道と道路網の要衝として交通ネットワークを活かし、産業の振興と交流人口の増大による食や体験観光への波及効果、十勝サホロリゾートをはじめとする観光産業の振興、物流の効率化による地場産業や新規産業の振興が期待されます。

③新得町の社会経済的発展の方向の概要

本町の基幹産業は農林業の第一次産業でありますが、近年、観光や福祉を中心とする第三次産業への移行がみられるようになりました。このことは、国勢調査における産業別就業人口の

推移でも、昭和35年には第一次産業が3,701人、57.2%であったものが、平成27年には、675人、20.5%に減少し、逆に第三次産業は、昭和35年が1,880人、29.1%であったものが、平成27年には2,123人、64.4%に増加していることから産業構造に変化が現れています。

一方、地域的な立地条件でも前述のとおり本町は、道東十勝の玄関口にあたり、道央を結ぶ石勝線や根室本線といった鉄路をはじめ、道路交通においては国道38号線が縦断し、また、道東自動車道も町内広内地区を通過しています。今後、道東道の4車線化や連結施設の整備によって道央圏との移動時間が現状よりも更に短縮され、他管内との高速交通ネットワーク形成の起点となりうる地域であり、十勝サホロリゾートをはじめ体験型観光施設や景勝地、十勝西北部の観光地などへの交通アクセスの向上によって、より一層の都市との共生・対流が見込まれ地域振興につながることが期待されます。

また、大雪山国立公園内のトムラウシ温泉やその周辺、日本百名山の一つであるトムラウシ山、くったり温泉、屈足ダム湖、サホロ湖など豊かな地域資源を有しています。こうした中で、本町の社会経済的発展の方向は、産業分類の観点からも第三次産業が主要な産業となっており交通の利便性をより向上させ、道央圏や他管外との交流を通じ十勝サホロリゾートや温泉などを有機的に組み合わせていくことで観光拠点としての発展が期待されます。

（2）人口及び産業の推移と動向

ア　本町の国勢調査による人口は、表1－1(1)に見るように昭和35年は13,651人でしたが、平成27年には6,288人となり、60年間で人口が7,363人、率で53.9%と、年平均123人、0.9%の減少を示しています。

15歳から29歳の若年者人口は、昭和35年の3,637人が平成27年では673人であり、2,964人、81.5%のきわめて大きな減少を示しているとともに、人口に占める比率も 26.6%から10.7%へと低下しています。

一方、65歳以上の高齢者人口は、昭和35年の578人が平成27年では2,186人であり、1,608人、278.2%の増加となっています。人口に占める比率も4.2%から34.7%となっており、高齢化が急速に進んでいます。住民基本台帳では、表1－1（3）のとおり、平成22年3月末の6,685人から令和2年3月末には5,890人となり、10年間で795人、11.9%の減少を示しています。男女構成比率には大きな変化はありません。

また、今後の見通しについて、表1－1（2）のように2020年以降の国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」）の推計では、今後も人口の減少が続き、2025年に5,335人、2045年には本町の人口は3,667人になるものと推計されています。

イ　産業別就業人口の推移をみると、表1－1(4）のように昭和35年と平成27年との対比において、第一次産業ではその比率を57.2%から20.5%へと大きく低下させているのに対し、第二次及び第三次産業では、それぞれ13.7%から14.8%へ、29.1%から64.4%へと高めています。

今後、第一次産業では後継者不足などにより減少傾向となると思われるものの、後継者のUターンや担い手の育成により、持続的な経営の確保が期待されるほか、第二次及び第三次産業では、交通網の充実や豊富な地域資源を活用した産業の振興、高齢者・障がい者福祉施設の整備などによる労働人口の定住化が期待されます。

表1－1（1）　人口の推移（国勢調査）　（単位：人、％）

区　分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総　数	人 13,651	人 11,537	％ △15.5	人 8,412	％ △27.1	人 7,243	％ △13.9
0歳～14歳	4,779	2,511	△47.5	1,437	△42.8	848	△41.0
15歳～64歳	8,294	8,262	△0.4	5,674	△31.3	4,355	△23.2
うち15歳～29歳(a)	3,637	2,322	△36.2	1,351	△41.8	861	△36.3
65歳以上(b)	578	764	32.2	1,301	70.3	2,040	56.8
(a)/総数 若年者比率	％ 26.6	％ 20.1	－	％ 16.1	－	％ 11.9	－
(b)/総数 高齢者比率	％ 4.2	％ 6.6	－	％ 15.5	－	％ 28.2	－

区　分	平成27年	
	実数	増減率
総　数	人 6,288	％ △13.2
0歳～14歳	661	△22.1
15歳～64歳	3,441	△21.0
うち15歳～29歳(a)	673	△21.8
65歳以上(b)	2,186	7.2
(a)/総数 若年者比率	％ 21.5	－
(b)/総数 高齢者比率	％ 34.8	－

表１－１（2）　人口の見通し（新得町人口ビジョン）

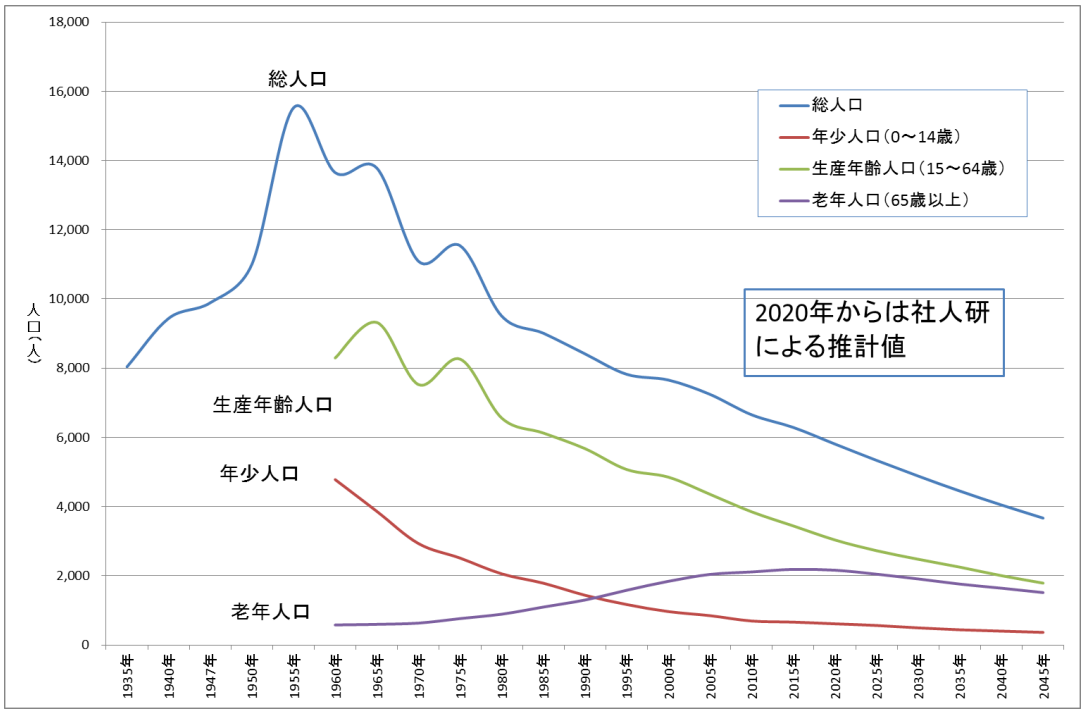

表１－１（3）　人口の推移（住民基本台帳）

区分	平成 22 年 3 月 31 日		平成 27 年 3 月 31 日		令和 2 年 3 月 31 日	
	実数（人）	構成比（%）	実数（人）	構成比（%）	実数（人）	構成比（%）
総数	6, 685	－	6, 361	－	5, 890	－
男	3, 263	48. 8	3, 130	49. 2	2, 897	49. 2
女	3, 422	51. 2	3, 231	50. 8	2, 993	50. 8

区分		令和元年 3 月 31 日			令和 2 年 3 月 31 日		
		実数（人）	構成比（%）	増減率（%）	実数（人）	構成比（%）	増減率（%）
総数（外国人住民除く）		5, 944	－	△1. 5	5, 826	－	△2. 0
男（外国人住民除く）		2, 919	49. 1	△1. 5	2, 836	49. 1	△1. 9
女（外国人住民除く）		3, 025	50. 9	△1. 5	2, 963	50. 9	△2. 0
参考	男（外国人住民）	81	60. 9	△2. 4	34	53. 1	△58. 0
	女（外国人住民）	52	39. 1	△21. 2	30	46. 9	△42. 3

表 1－1（4）　産業別人口の動向（国勢調査）　（単位：人、％）

区分	昭和 35 年	昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 6,466	人 6,385	％ △1.3	人 4,621	％ △26.7	人 3,564	％ △22.9
第一次産業就業人口比率	％ 57.2	％ 27.4	－	％ 22.2	－	％ 18.7	－
第二次産業就業人口比率	％ 13.7	％ 35.1	－	％ 22.3	－	％ 15.2	－
第三次産業就業人口比率	％ 29.1	％ 37.4	－	％ 55.4	－	％ 65.4	－

区分	平成 27 年	
	実数	増減率
総数	人 3,298	％ △7.5
第一次産業就業人口比率	％ 20.5	－
第二次産業就業人口比率	％ 14.8	－
第三次産業就業人口比率	％ 64.4	－

（3）新得町の行財政の状況

ア　新得町の財政の状況

本町では、昭和 59 年度から昭和 63 年度まで 5 カ年の財政健全化計画を策定し、経常経費の削減等の健全化に向けた取り組みを行ってきました。計画終了後の平成元年度以降も健全化計画に準じた財政管理計画を策定し、事業実施時期の平準化を図るとともに、事務事業の見直しを進めながら、健全財政の堅持に努力してきました。

表 1－2(1) を見ると、歳入総額は平成 27 年度と比較して令和元年度は 12 億 9,600 万円、14.83%の減少を示していますが､主な要因は事業に伴う道補助金及び地方債の減少であります。

歳出では、投資的経費が 16 億 6,820 万円、55.85%の減少を示していますが、平成 27 年度は地域密着型特別養護老人ホーム建設のほか、福祉住宅の建設、定住住宅建設事業への補助、畜産競争力強化緊急整備事業による農業施設の整備など福祉、産業、定住対策に関する大型事業を実施したことが、減少の大きな要因となっています。

一方で、実質公債費率は 5.5%から 10.5%に上昇しており、これは大型事業に充てた地方債の償還が重なり、令和元年度では公債費が増加していることが要因となっています。

財政健全化計画以降、常に健全財政の堅持を基本に努力していますが、歳入に大きく占める地方交付税（一般財源）や町税は概ね横ばいで推移しているものの、経常収支比率が年々上昇しているため、財政の弾力性を保つうえでも更なる経費の節減や業務の見直し、効率化に取り組んでいく必要があります。また、将来負担を可能な限り減らしていくことがまちづくりを進めるうえで重要となるため、地方債残高を減らしていくことが必要であります。このため、基金の活用や起債の抑制、繰上償還などに努めていきます。

今後も、役場庁舎改築などの大型事業が計画されており、既存施設の維持も含めて整備効果

や優先度等を十分見極め予算に反映するとともに、財政運営全体のバランスを考えながら健全財政の堅持に努めていく必要があります。

表１－２（1）　財政の状況（普通会計）　（単位：千円）

区　　分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳入総額Ａ	6,974,279	8,737,624	7,441,723
一般財源	4,233,006	4,660,742	4,769,746
国庫支出金	725,944	459,799	543,815
都道府県支出金	399,042	1,199,892	448,968
地方債	914,600	1,235,280	613,300
うち過疎対策事業債	485,600	902,380	382,300
その他	701,687	1,181,911	1,065,894
歳出総額Ｂ	6,826,809	8,517,018	7,166,650
義務的経費	2,504,417	2,334,759	2,691,545
投資的経費	1,587,459	2,986,931	1,318,728
うち普通建設事業	1,584,558	2,986,931	1,263,101
その他	2,814,237	3,064,629	3,003,301
過疎対策事業費	220,696	130,699	153,076
歳入歳出差引額Ｃ(A-B)	147,470	220,606	275,073
翌年度繰越すべき財源Ｄ	51,220	172,391	134,864
実質収支Ｃ－Ｄ	96,250	48,215	140,209
財政力指数	0.27	0.23	0.26
公債費負担比率	14.1	14.9	19.2
実質公債費比率	5.7	5.5	10.5
起債制限比率	－	－	－
経常収支比率	73.4	77.5	80.7
将来負担比率	－	－	－
地方債現在高	5,598,820	6,691,689	7,587,692

表1−2（2）　主要公共施設等の整備状況

区　　分	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末
市町村道			
改良率　（%）	50.2	40.8	49.0
舗装率　（%）	40.9	30.3	39.5
農　道			
延　長　（m）	−	−	−
耕地1ha当たり農道延長（m）	−	−	−
林　道			
延　長　（m）	15,163	43,221	43,221
林野1ha当たり林道延長（m）	63.5	60.68	63.5
水道普及率（%）	90.3	80.8	90.3
水洗化率（%）	−	59.3	86.4
人口千人当たり病院、診療所の病床数（床）	−	4.89	−

区　　分	平成22年度末	令和元年度末
市町村道		
改良率　（%）	54.6	57.3
舗装率　（%）	46.9	49.6
農　道		
延　長　（m）	−	−
耕地1ha当たり農道延長（m）	−	−
林　道		
延　長　（m）	43,221	46,332
林野1ha当たり林道延長（m）	−	−
水道普及率（%）	93.7	93.6
水洗化率（%）	95.2	97.5
人口千人当たり病院、診療所の病床数（床）	−	3.23

イ　行政機構

本町は、昭和8年5月に町制を施行し、現在に至っています。

町の行政機構は、7課1室と屈足支所（本庁から9㎞）を持ち、他に教育委員会（2課）、農業委員会、町議会の部局があり、選挙管理委員会並びに公平委員会の事務局は総務課、監査委員の事務局は議会事務局が兼務しています。

広域行政については、昭和45年4月に西十勝消防事務組合に加入し、平成28年4月からは、消防事務の効率化などを目的に十勝の19市町村でとかち広域消防事務組合を構成しています。

また、昭和44年に設立された帯広市ほか19町村高等看護学院組合は、自治省のふるさと市町村圏の構想を受け、昭和45年に結成された十勝圏振興協議会と統合し、広域行政の簡素効率化や広域事業の実施体制の強化等を図るため、平成元年11月24日、十勝圏複合事務組合となりました。なお、昭和41年5月に設立した西十勝し尿処理組合も、建物の老朽化、下水道の普及により平成10年度末で解散し、十勝環境複合事務組合に加入しその後、平成30年に十勝圏

複合事務組合と十勝環境複合事務組合が統合し、十勝圏複合事務組合となりました。

ウ　新得町の施設整備水準等の状況

町内の国道は舗装率100%でありますが、道道の改良率は97.4%、舗装率は97.4%となっており、町道においては改良率57.3%、舗装率49.6%という状況です。

上水道の普及率は、順調に伸びてきているものの、広大な面積を抱えているため、93.6%と全道の98.0%と比較して、やや低い状況です。

人口千人当りの病床数は、令和元年度に3.23床となっていますが、絶対的な数はなお少なく、管内の他市町、特に中心都市である帯広市の医療機関に流出しています。

（4）地域の持続的発展の基本方針

本町においては、時代の大きな流れの中で社会基盤整備や生活環境の向上、産業の振興、福祉や教育の充実等豊かで住みよいまちづくりを目指して、各種対策を講じてきたところです。

この結果、生活や産業の基盤整備、福祉施設、情報通信網、コミュニティ施設、教育施設、公共交通など一定の整備が進み、生活の利便性や産業・福祉・教育等の環境は向上してきているものの、急速な少子高齢化の進行によって人口減少は今なお続き、地域社会の活力の低下が懸念される状況にあります。

近年の情報通信技術の発達により、住民は生活に関する情報を素早く簡単に入手できるようになり、同時に、交通網の発達に伴って行動範囲を広げ、「職・住」の一致に拘らない、暮らしやすくかつ働きやすい生活環境を求めています。また、住民の要望は多様化、複雑化し、産業の振興、自然や景観に対する意識や健康志向の高まり、ゼロカーボンの取り組みによる環境保全、食育と地産地消、教育の推進、安心できる医療や介護の充実等、多岐にわたる要望への対応が必要となっています。

こうした状況を踏まえ、社会情勢が移り変わる中で基礎自治体である市町村の役割はより大きくなり、健全な財政の維持と安定的な行政運営のもとに地域の活力を維持し持続可能な地域社会を形成していくことが求められます。

そのため地域の持続的発展の基本方針においては、移住・定住の対策等総合的な事業を展開し、農業を始めとする基幹産業の持続的な発展と活性化、次代の産業を担う人材の確保と育成、女性の活躍推進、地域資源を活かした特産物の開発と高付加価値化に向けた取り組みの実施、駅前周辺再整備による中心市街地の活性化、恵まれた自然環境や温泉、リゾート等優位性のある観光資源を活かした観光振興の促進、安心して子どもを産み育てられる子育て支援の充実と高齢者や障がい者へ安心をより一層与えられる医療・介護の環境づくり等の住みよいまちづくりの推進、生活環境や教育環境の充実、環境保全の取り組み、さらには観光振興だけでなく、防災対策にもなり得る道の駅やスマートICの整備等、地域住民がより良い生活環境のもと、住民相互が支え合い、安全・安心で豊かな生活を目指すことを基本に、本町の総合計画や総合戦略、道の基本方針との整合性を図りながら持続的発展に向けたまちづくりに取り組んでいきます。

（5）地域の持続的発展のための基本目標

①総人口の推移

本町では、戦後に人口が急増し、1955年には総人口が最も多い15,525人に達しましたが、1960年代からの高度経済成長に伴い、主に本町の基幹産業である農業の労働力が他産業に流出するなど、1960年代以降人口の減少が始まりました。

1965年および1975年には一時的に増加しましたが、水力発電所や十勝ダム、佐幌ダム建設

等の大型公共事業に伴い、その後は大型公共事業の終了に加えて、国鉄の分割民営化や営林署の統廃合、木材産業の撤退等によって、労働者やその家族の転出が相次ぎ、過疎化が進んでいます。

②年齢 3 区分別人口の推移

本町では、戦後に生産年齢人口（15～65 歳）が増加し、1965 年には最も多い 9,321 人に達しましたが、1975 年以降は大型公共事業の終了等により減少に転じ、現在までその傾向が続いています。

年少人口（0～14 歳）は、高度経済成長に伴って都市圏への若年層の流出が増加し、定住する生産年齢人口の減少が続いたことから、一貫して減少傾向が続いており、1990 年代には老年人口（65 歳以上）を下回りました。

一方で老年人口は、生産年齢層が順次老年期に入り、また、平均寿命も延びていることから、一貫して増加を続けています。

③出生・死亡、転入・転出の推移

本町では、「自然増減」については、人口減少や出生率低下の影響で一貫して出生数が減り続けましたが、1980 年代後半までは、平均寿命の延びを背景に死亡数がそれほど増えず「自然増」で推移しました。しかし、1993 年以降は少子高齢化の進展で死亡数が出生数を上回る「自然減」の時代に入っています。

「社会増減」については、大型公共事業等の影響もあって、1960 年代は転入者数が転出者数を上回っていましたが、その後は大型公共事業の終了等に伴う転出や国鉄の分割民営化、営林署の統廃合、雇用の場の縮小や単身赴任などの社会態様の変化によって転入者が減少しており、ほぼ一貫して転出超過（「社会減」）の傾向が続いています。

表 1－3（1）　出生・死亡数、転入・転出数の推移（人口ビジョン）

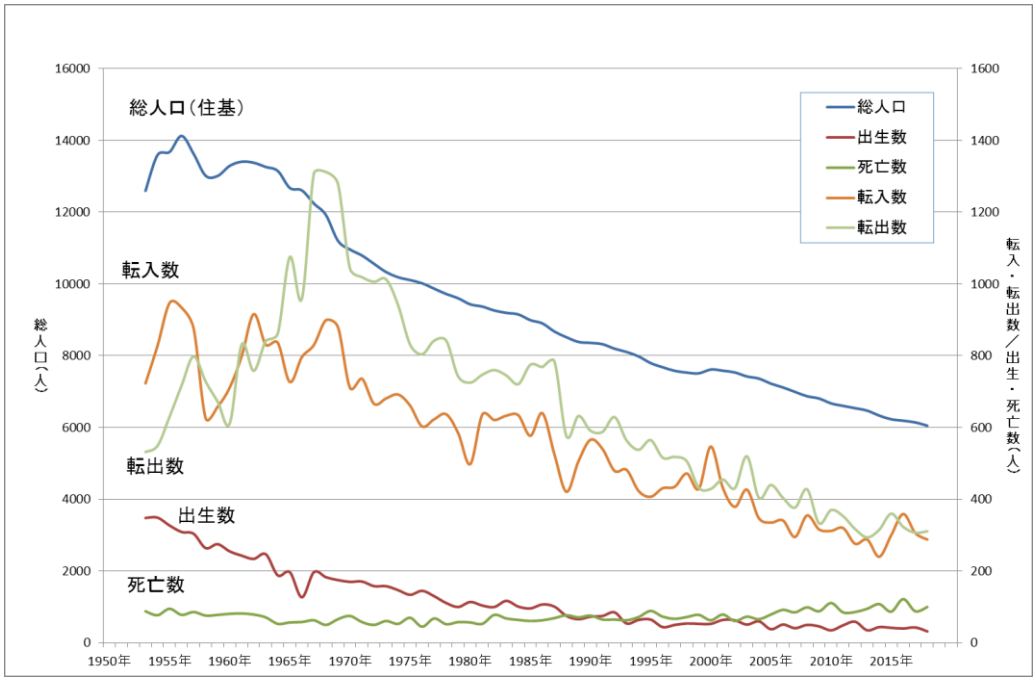

④基本目標

人口減少の現状を踏まえ、（４）で掲げる基本方針に基づき、様々な事業を複合的に実施することにより展望人口達成を目指します。

◆目標値

指　標	現状値	数値目標
①人口 （社人研推計・住民基本台帳）	5,335 人 （2025 年社人研推計値）	5,693 人 （2025 年人口目標）
②合計特殊出生率 （直近 5 年間の合計特殊出生率の平均）	1.47 （令和元年度）	1.67 （令和 7 年度）
③人口社会増減 （町事業概要・人口月別異動状況）	△147 人 （平成 27 年度～令和元年度）	±0 人 （令和 3 年度～令和 7 年度）

（６）計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の達成状況の評価については、PDCA サイクルを通じ、過疎対策の実効性を高めることを目的として、毎年度、地域住民を含め関係者で組織する「新得町過疎地域持続的発展計画検証委員会」で検証を行います。

（７）計画期間

本計画の期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 カ年間とします。

（８）公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画に記載された、公共施設等の管理に関する基本的な考え方は次のとおりとなっております。

ア　点検・診断等の実施方針

公共施設の基本的考え方は、公共施設への投資や維持管理費の節減を図るため、建替・更新時の統廃合等を検討し維持・再編を図ります。

公共施設の性能を十分に発揮するためには、日常の維持管理が重要となります。

公共施設等は利用状況や設置状況により、劣化や損傷の進行は施設毎に異なります。現状ではこれらの状況を踏まえた施設寿命を正確に評価することは技術的に困難であるという共通認識に立ち、各施設の特性を考慮したうえで、定期的な目視点検・診断により、状態を正確に把握します。

インフラ施設についても、維持管理費の削減を図るため施設の長寿命化を図ります。インフラ施設の健全度の把握については、定期的な点検の実施による計画的な対応を行うこととします。

点検・診断の結果に基づき、必要な対策を適切な時期に着実かつ効率的・効果的に実施します。

イ　維持管理・修繕・更新等の実施方針

公共施設においては、建築物の劣化状況や施設管理者の意見、担当部署の意見要望等及び各施設の耐用年数の経過状況を踏まえて、施設の優先度を判定します。また、社会状況の変化や町民ニーズの変化等も考慮し、修繕・更新を計画的に実施します。更新時は、維持管理費や光熱水費の削減につながる仕様を推進します。

インフラについては、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストを縮減し、平準化

していくためインフラの長寿命化を図り、大規模な修繕や更新をできるだけ回避することが重要です。

ウ　耐震化の実施方針

施設の安全性の確保や災害時の拠点施設であることを踏まえ、耐震化に努めます。

エ　長寿命化の実施方針

公共施設等については施設種別毎の特性を考慮し、中長期的な経営視点に基づく計画的な維持管理を行います。

オ　施設類型毎の管理に関する基本方針

今後の公共施設サービスのニーズに対応し、施設を維持するために、老朽化した施設や耐用年数を経過した施設、施設管理者の担当者の意見・要望を踏まえて、施設の再生や不要となった施設の用途変更・複合化等既存施設の有効活用を図ることとします。

人口減少を背景とする財政制約を考慮した場合、現在の公共施設量を維持することは困難であり、今の世代が今の便利さや豊かさだけを求めて結論を先送りすることは、次世代に大きな負担を押しつけることになります。人口減少に適切に対処し、コンパクトなまちづくりを推進し、持続可能な地域社会を目指します。既存の公共施設においては、維持・廃止・譲渡・複合化のいずれかを選択し、維持（建替）を選択した場合は、既存施設に対して減築若しくは他の施設との複合化を検討することを原則とします。

また場合によっては、近隣自治体の所有する施設を利用したり、一部事務組合等による共同利用をするなど広域的な施設の利用方法も検討します。

道路・橋りょう・水道等のインフラ系施設については、個別に定める長寿命化計画等に従って維持管理・修繕・更新・取り壊し等を進めていきます。また、日常生活における重要性や種別ごとの特性を考慮し、中長期的な視点に基づくそれぞれの整備計画等も踏まえ、総量の適正化を図ります。

本計画におけるすべての公共施設などの整備については、新得町公共施設等総合管理計画に適合するものであり、上記の基本的な考え方に基づき、公共施設などの整備、維持管理を図っていきます。

２　移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

（１）現況と問題点

①移住・定住

本町の人口は平成 12 年からの約 20 年間（令和元年度末住民基本台帳人口比）で約 1,600 人減少しています。人口減少が続く中、地域の活性化のためにも移住定住に向けた取り組みは重要性が高まっており、また都市部における田舎や北海道への移住に対する需要は全国的に高まりを見せています。

全国的に人口減少が進む中、移住施策に取り組む自治体も増加しているため競争が激化しており、移住希望者に対し効果的に情報提供を図る必要があります。また、町の魅力や暮らしをより理解してもらうため「移住体験お試し暮らし」の推進、さらに定住対策として、空き家の有効活用や賃貸住宅等の整備による住宅環境の整備を図る必要があります。

②地域間交流

本町における地域間交流は、昭和 63 年に宮崎県五ヶ瀬町との姉妹町盟約、そして、平成 6 年には山形県東根市と友好都市を提携し、町民使節団の派遣や物産品の販売を行うなど、相互の交流を進めてきました。

本町出身者で構成する東京ふるさと新得会や札幌新得会との交流のほか、平成 7 年からは町内小中学校において山村留学を実施しており、住宅等の整備を行うとともに、家族を含めての幅広い交流も行っています。

今後も本町の特性を生かして、自然、産業、文化、芸術、スポーツ等を通じ都市との交流を深め、都市住民に安らぎの場を提供するとともに、テレワーク環境整備を進めるなど、ビジネスに結びつく都市と農村との共生・対流を推進することが必要です。

（２）その対策

①町内関係団体や町民と連携し、移住希望者へ魅力を発信するとともに、移住相談の充実と移住体験の推進、移住後のサポート体制の構築について検討します。
②民間企業と連携した移住・雇用の場の確保と定住につながる住宅整備の促進、町ホームページで空き家・空き地情報の提供を行います。
③将来的な移住へつなげるため関係人口の創出を図ります。
④本町の特色を活かしたアウトドア活動の振興や鉄道遺産の活用等、参加・体験型や滞在・拠点型観光を通じた交流を促進します。
⑤新規就業者の確保・育成の促進と就労環境の整備により、地域への定着促進を図ります。
⑥しんとくスポーツ合宿の里事業を推進します。
⑦交流人口の創出、新たなビジネススタイルとしてワーケーションの推進、テレワーク環境整備に向けた検討を進めます。

（3）計　画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
１　移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	（１）移住・定住	移住体験・相談事業	町	
		定住住宅建設促進事業	町	
		持家等住宅建築促進事業	町	
		空き家活用促進事業	町	
	（２）地域間交流	テレワーク環境整備	町	
		しんとく「スポーツ合宿の里」事業	町	
		姉妹町少年少女使節団交流事業	町	

（4）公共施設等総合管理計画等との整合

新得町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

３　産業の振興

（１）現況と問題点

①農　業

本町の農業は、農家戸数の減少や農業従事者の高齢化が進んでおり、１戸当たりの経営面積は増加する傾向にあります。酪農・肉用牛経営においては多頭飼育による経営規模拡大により販売額の増加を目指しています。

経営の面では、経営規模拡大による労働力の確保が大きな課題であり、レディースファームスクールの運営や研修農場である（株）シントクアユミルクでの人材育成を進め、担い手の育成・確保をしていくことが必要です。

畜産においては､飼養頭数の増加に対応した自給飼料の確保を図るための適正な草地更新や､バイオガスプラントにおけるメタン発酵後の消化液を肥料として有効利用を進める環境調和型農業に取り組んでいく必要があります。

畑作においては、生産性向上のために適正な輪作体系を確立するため、スマート農業の活用や作業の共同化等による効率性の向上、化学肥料や化学合成農薬の使用を低減し、町内に豊富に存在する堆肥やバイオガス消化液の活用による耕畜連携等により自然環境の保全を図る必要があります。

最近の傾向としては、短時間雨量の増加による農地の被害が発生しており、安定した経営のために排水路等の改修や適切な維持管理による防災・減災対策が望まれています。

これらの問題を解決するために、農業生産の根幹である農地の基盤整備について優先順位を選定しながら計画的に実施し、農作業の効率化、農畜産物の生産性・品質向上を図っていく必要があります。

また、農業の持続的発展のために必要な経営体質の強化に向けて、有利な制度資金の活用や利子補給等の支援を継続していく必要があります。

表 1－4（1）農業戸数の推移（農林業センサス）

年	総戸数（戸）	経営耕地規模別(ha)					
		5 未満	5～10	10～15	15～20	20～30	30 以上
平成 12 年	156	21	12	16	10	35	57
平成 17 年	127	15	12	14		25	58
平成 22 年	123	16	2	12		22	65
平成 27 年	92	17	5	15		16	64
令和 2 年	78	15	3	12		9	65

表 1－4（2）　農業従事者の年齢別構成の推移（農業センサス）

年	15～29 歳	30～59 歳	60～64 歳	65 歳以上	従業者総数
平成 12 年	15	200	42	113	370
平成 17 年	28	182	28	103	341
平成 22 年	30	135	33	61	259
平成 27 年	14	99	36	61	210
令和 2 年	25	91	15	84	215

②林　業

本町の町有林を含む森林面積は 9,938ha で、そのうちカラマツ・トドマツを主体とした人工林は 5,600ha で人工林率 56%となっており、全道平均 27%を大きく上回っています。

森林・林業に関する要望は多様化・高度化し、国土の保全・水資源のかん養等森林機能の拡大と多面的な活用が求められているとともに、地球温暖化防止対策においてもその役割は大きく、自然環境と景観に配慮しながら森林整備を積極的に推進する必要があります。

町有林については、木材需要に応じた樹種を主体に造林、保育の事業を実施しており、民有林についても、適正な管理を推進していますが、民有林における造林は、平成 20 年をピークに減少傾向にあり、伐採後に再造林が行われない造林未済地が増加傾向にあるため、造林への支援体制の充実や未立木地の公有林化により造林面積の増加を図る必要があります。

また、森林所有者や林業従事者の高齢化により、造林面積が減少し、将来的に森林施業量が減ることで、林業・木材産業の衰退につながることが予想されます。こうしたことから、森づくりを担う林業の担い手を育成するほか、森林が果たす公益的機能を発揮するために森林整備計画に沿った適切な施業を実施するとともに、森林資源の有効活用（間伐材搬出）のため、路網の整備を計画的に行い経営基盤の強化を図るほか、森林の多目的活用や理解促進につながる事業を推進していくことが必要です。

③水産業

昭和 57 年度に山村振興事業により内水面漁業の振興として淡水魚ふ化養殖施設が設置され、ニジマス、ヤマベ等の養殖が行われています。

昭和 63 年には町が漁業権を取得し、現在サホロ湖での遊漁を行っていますが、資源確保のため稚魚放流を続けています。

また、冬季間の遊漁のためワカサギの孵化放流も行っていますが、資源の安定供給等が課題となっています。

④地場産業の振興

町内にある畜産試験場（地方独立行政法人北海道立総合研究機構農業研究本部畜産試験場）が開発した肉鶏の北海地鶏Ⅱを新たな特産品「新得地鶏」として振興を図るため、平成 20 年から生産組合を設立し、官民相互協力のもと取り組みを進め、大きな成果を上げています。

また、エゾシカの食害により農作物や林地に大きな被害を受けている本町トムラウシ地区において、民間企業により有害鳥獣対策と資源を活かした新たな特産品を開発し販売しています。

このほか、食肉生産者と町が一体となり、独自商品の企画・開発・製造にチャレンジし新たな地域ブランド商品を販売しています。

今後は、地場産品の更なる販路の拡大等経営安定化に向けた取り組みや、農畜産物の高付加価値化に資する新たな 6 次産業化の取り組みを支援していく必要があります。

⑤企業の誘致対策

本町は、昭和 38 年に低開発地域工業開発地区の指定を受け、税制上の優遇措置を設けてきたほか、工場誘致条例による補助制度や中小企業融資制度の特例等の優遇措置を設けるとともに、新得、屈足の両地域に工業団地（適地）を確保し立地条件の整備を図るなど、企業誘致に向けた取り組みを進めてきました。

しかし、近年は景気の長期低迷により、設備投資は全体的に慎重であるとともに、労働力不足もあり企業誘致は厳しい状況にあります。

活力ある地域経済を推進するため、引き続き企業の誘致を進めるとともに、地場産品を活用した付加価値を高める企業の育成を促進する必要があります。

⑥起業の促進

商工業の振興と労働力の確保、定住促進といった課題の解決に向け、地域の基幹産業である農林業と商工業等産業間の様々な結びつきを強めながら、互いの有するノウハウ・技術等を活用することで、新しい商品やサービスの開発・提供、販路開拓等を推進し、地域資源を活用した新たな産業の創出を推進する必要があります。また、融資制度や各種補助を活用した商工業の経営安定および町内産業の振興を図る必要があります。

⑦商業の振興

道路交通網や自家用車の普及による生活圏の拡大により、高級品や耐久消費財のみならず、日用品や食料品までも購買力が町外に流出する傾向にあることに加え、人口減少に伴う消費行動の低迷等の影響により、商店数も減少し、中心市街地には空き店舗が目立っています。中心市街地の賑わいを呼び戻すためには、町の顔となる駅前周辺再整備を始め、町外への購買力の流出抑制のため関係機関と連携して、魅力ある商店街づくりを進める必要があります。

⑧観光又はレクリエーション

本町は、北海道の中心部に位置し、トムラウシ山を始めとする雄大な自然やトムラウシ温泉等の温泉地のほか、乗馬やラフティング、スキーといったアクティビティ等豊富な観光資源を有しており、年間約 80 万人の観光客が訪れています。

しかしながら、観光入込客数は年々減少傾向にあるとともに、年間観光客のうち、スキー客を中心とした冬期観光客が多くの割合を占めているなど、通年での安定的な観光客誘致には至っていません。また、訪れる観光客の多くが通過型となっています。

そのような中、外国人観光客が増加してきており、多様化するニーズに応える新たな観光客誘致策が求められています。

観光入込客増加に向け、町の魅力発信の取り組みや、本町にある豊富な観光資源を効果的に活用した魅力ある観光地づくりを進めるなど、通過型観光の解消や道外観光客のさらなる誘致に向けた取り組みを進める必要があります。

観光づくりは、住民・事業者・行政の協働作業により取り組みを進めることはもとより、関係団体や事業者が横断的なネットワークを形成し、取り組みを実践していくことが必要です。

⑨他市町村との連携

製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業において、近隣町と連携し各町の豊富な資源や特色ある産業を道内外に情報発信し、製造業の活性化、農林水産物の一層の販路強化、近隣町を周遊する滞在型観光客誘致を進める必要があります。

（2）その対策

①安定した農業経営を促進するため農業基盤整備を進めます。
②有利な資金制度の活用や利子補給等の支援を行います。
③農業担い手の育成・確保に対する支援を行います。
④女性の農業参入を支援します。
⑤商工業者の労働力の確保を図ります。
⑥町中小企業融資制度の効果的な利用促進を図ります。

⑦新得駅前周辺再整備を進めます。
⑧道の駅整備に向けた検討を進めます。
⑨観光資源の効果的活用を図ります。
⑩イベントの充実を図り、町の魅力を発信します。
⑪十勝定住自立圏、十勝圏複合事務組合との連携を推進します。

（3）計　画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
2　産業の振興	（1）基盤整備 農業	自力草地更新事業	町	
		新得第 2 地区畑地帯整備事業	道	
		新得第 4 地区草地整備事業	道	
		新得地区公共牧場整備事業	道	
	（3）経営近代化施設 農業	南新得地区農業水路等長寿命化・防災減災事業	町	
		屈足 31 地区農業水路等長寿命化・防災減災事業	町	
		屈足東地区農業水路等長寿命化・防災減災事業	町	
		屈足 23 号流末整備事業	町	
		（仮称）狩勝レディースファーム施設整備事業	町	
	（6）起業の促進	商店街活性化対策補助	町	
	（7）商業 その他	商工会活動助成	町	
		街中賑わい創出事業	町	
		中小企業融資制度	町	
		中小企業融資利子補給	町	
		地場産品奨励対策事業	町	
		物産展助成	町	
	（9）観光又はレクリエーション	東大雪荘改修	町	
		観光協会補助	町	
		滞在型観光促進事業	町	
		道外観光客誘致促進事業	町	
		新得山スキー場第 1 リフト機器更新	町	
		新得山スキー場第 2 リフト撤去工事	町	

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
		新得山スキー場ロッジ改修	町	
		新得山スキー場ボイラー更新	町	
		新得山スキー場ロッジ備品更新	町	
		駅前周辺再整備事業	町	
		道の駅整備事業	町	
	(10)過疎地域持続的発展特別事業 第１次産業	農業体験実習施設運営事業 ～農業経営の規模拡大に伴い労働力の確保が必要となってきており、レディースファームスクールの運営により女性農業者の人材育成を進め、担い手の育成を図る。	町	
	商工業・６次産業化	地域振興事業補助 ～地域振興に資する民間事業活動等のための必要な資金を助成支援し、もって町の総合的な発展を図り、活力と魅力ある地域づくりを推進する。	町	
		商工業活性化事業 ～空き家、空き地の有効活用により商店街活性化を図る。	町	
	(11) その他	農業担い手育成確保支援協議会	町	
		有機質還元事業	町	
		新規就農・農地流動化資金利子補給	町	
		農業経営基盤強化資金利子補給	町	
		有害鳥獣駆除防除柵等設置事業	町	
		新規就農者支援対策事業	町	
		農道離着陸場運営事業	町	
		労働力確保対策事業	町	
		勤労者福利厚生施設整備事業	町	

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
		畜産経営維持緊急支援資金利子補給	町	
		畜産経営改善緊急支援資金利子補給	町	
		大家畜特別支援（新）資金利子補給	町	
		酪農ヘルパー事業	町	
		乳牛検定組合事業	町	
		家畜伝染病自衛防疫組合	町	
		家畜特定疾病発生農家支援互助制度	町	
		しんとくブランド作物緊急維持対策事業	町	

（4）産業振興促進事項

（ｉ）産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
新得町全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和３年４月１日～ 令和８年３月３１日	

（ii）当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記（2）及び（3）のとおり

（5）公共施設等総合管理計画等との整合

新得町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

４　地域における情報化

（１）現況と問題点

本町では、平成 15 年度に役場、学校、公民館、図書館等の各公共施設のネットワークを整備し、公民館、屈足総合会館に情報端末を設置するなど通信環境の整備を進めています。

また、今後も増加すると見込まれる外国人観光客を始めとした本町への来訪者の利便性向上のため、駅前周辺の公衆無線 LAN（Wi-Fi）の整備を実施しました。

さらに、町内のインターネット接続環境は、新得市街地や屈足市街地等の一部地域でしかブロードバンドを利用することができない状態が続いていましたが、令和 2 年度無線システム普及支援事業費等補助金（高度無線環境整備推進事業）の活用により、地域内情報格差の解消に向け、整備を進めているところです。

テレビ放送については、地上デジタル放送への対応として新得中継局の改修を行ったほか、平成 25 年度に難視聴世帯のための恒久化対策を実施し、難視聴世帯が解消されました。

また、携帯電話については、トムラウシ地域では利用できない状況が続いていましたが、平成 22 年度に官民連携のもと町による伝送路整備（光ファイバー）、携帯電話事業者による基地局整備が行われ、地域住民や温泉等に訪れる観光客の利便性が向上しました。今後においても、5G 等情報技術の高度化に対応できるよう情報通信網の確保を図る必要があります。

（２）その対策

①既存の情報通信設備の適切な維持管理に努めます。
②IT を利活用した地域づくりを進めます。
③地籍・道路台帳等のデータベース化を進めます。
④町ホームページのリニューアルを行います。

（３）計　画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
３　地域における情報化	（１）電気通信施設等情報化のための施設 その他の情報化のための施設	高速通信対策事業	町	
	（３）その他	地籍・道路台帳電子化	町	
		町ホームページの充実	町	

（４）公共施設等総合管理計画等との整合

新得町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

５　交通施設の整備、交通手段の確保

（１）現況と問題点

①道　路

本町には、令和３年４月１日現在で、国道１路線（38 号線、延長 21.9 ㎞、全線舗装済）と道道６路線（実延長 66.7 ㎞）及び町道 355 路線（実延長 434 ㎞）があります。

国道は全線舗装済ですが、走行の安全性を確保するため、沿線上の防雪対策や橋梁の拡幅等の整備が望まれます。

道道については、改良率、舗装率ともに 97.4％であり、整備の促進が望まれます。特に、昭和 62 年３月に道道認定を受けた夕張新得線（平成５年５月に主要道道昇格）については、未開策区間や未改良区間において整備が進まない状況にありますが、物資流通の円滑化、農畜産業の振興、広域観光の推進に重要な路線であり、早期の整備が望まれます。一方では、北海道横断自動車道が整備され、平成 23 年に夕張 IC～占冠 IC 間が開通されたことにより、十勝圏と道央圏が高速道路で結ばれ、双方の圏域において交流人口が増大しています。本町は現状では通過町となっておりますが、高速道路という社会資本の効率的な活用と利便性の向上、地域経済への広域的な効果も考えられるため、追加 SIC の整備実現に向け関係機関と協議を進めています。

また、忠別清水線については年々整備が進められていますが、トムラウシ温泉に至る路線として、観光の振興、災害時の対応、国有林の維持管理等に重要な路線であり、一部区間の道道昇格と早期の改良舗装が望まれます。

町道については、改良率 57.3％、舗装率 49.6％となっており、計画的に整備を進めていますが、産業の振興、地域住民の生活にとって道路は最も重要なものであり、一層の整備促進が必要です。更に老朽化、狭隘な橋梁の架替や長寿命化を進めるとともに、産業振興のための農道、林道を計画的に整備することも必要です。

②交　通

新得駅は、ＪＲ線の道東の入口として、現在石勝線は特急 11 往復が運行され、新千歳空港や札幌市、帯広市、釧路市と結ばれており、全便が新得駅に停車する鉄道の要衝となっています。

しかし、ＪＲ北海道が維持することが困難な路線としてバス等への転換を表明している根室本線（富良野－新得間）は、平成 28 年台風災害により被災した一部不通区間の復旧工事が依然として行われず、代行バスでの運行となっています。北海道の広域交通の中核を担う根室本線不通区間の早期復旧と維持存続に向け、沿線自治体や北海道と連携した取り組みを進める必要があります。

一方、町内を走るバス路線は、平成 25 年 10 月から運行開始したコミュニティバスのほか、北海道拓殖バス株式会社が運行する５路線（帯広市までの広域路線は１路線）があります。高齢化に対応した地域交通の確保のため運行しているコミュニティバス「そばくる」は、年間乗車人員約 9,000 人で推移しており、あわせて町内路線バスの運賃助成を行うことにより、コミュニティバスと路線バスの相互利用が進んでいます。

民間のバス路線については、自家用車の普及等により乗車率は低い状況にあるため、路線の維持は年々厳しさを増してきていますが、地域住民の生活交通として引き続き路線の維持確保に努める必要があります。

冬期の交通確保については、町道延長 434 ㎞のうち除雪延長は 229.1 ㎞（令和２年度）で、幹線道路を中心に交通の確保に努めています。本町は特別豪雪地帯に指定されており、風雪に対する整備を進めるとともに除雪延長も長距離のため除雪体制の強化を図る必要があります。

（2）その対策

①道道夕張新得線の早期整備を要望します。
②高速道路追加 SIC の整備実現に向けた取り組みを継続して進めます。
③産業振興のため、農道、林道等の整備を促進します。
④生活交通路線や地域内交通の維持確保に努めます。
⑤JR 根室本線（新得－富良野間）路線存続要望に取り組みます。
⑥道路整備機械、除雪機械等と防雪柵を整備し、特に冬期の交通確保に努めます。

（3）計　画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
４　交通施設の整備、交通手段の確保	（１）市町村道 道路	市街地舗装補修事業 市街地オーバーレイ L=49km	町	
		市街地生活道路整備事業 車道 N=5 箇所、L=350m、W=3.5～5.1m	町	
		西 1 条線形改良 線形改良 L=130m、交差点改良	町	
		西 2 条歩道改修 歩道改修 L=500m	町	
		西 4 条歩道改修 歩道改修 L=340m	町	
		西仲通改良・舗装 車道改良・舗装 L=150m	町	
		西広南 1 丁目延伸 町道延伸 L=90m	町	
		南町東通改良 車道改良 L=270m	町	
		学校通交差点改良 交差点改良 L=50m	町	
		新得山線舗装 車道改良・舗装 L=110m	町	
		若草団地改修事業 車道改修 L=1,385m、歩道改修 L=1,723m	町	
		栄町団地改修事業 車道改修 L=1,320m、歩道改修 L=1,594m	町	
		ひばり団地改修事業 歩車道改修 L=1,000m	町	

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
		屈足東1条歩道改修 歩道改修 L=520m	町	
		屈足 22 号歩道改修 歩道改修 L=280m	町	
		新内屈足線改良・舗装 車道舗装改良 L=2,000m	町	
		狩勝スキー場分線改良・舗装 車道改良 L=200m	町	
		道路ストック総点検 道路付属品（照明）補修 340 基	町	
		南2丁目ガード改修 ロードヒーディング改修 L=90m	町	
		新得追加 SIC 接続道整備事業	町	
	橋りょう	橋梁長寿命化事業（補修・架替） 補修 N=7 橋、架替 N=2 橋	町	
		橋梁長寿命化事業（点検） 橋りょう点検 N=142 橋	町	
	その他	普通河川維持管理工事 河道内堆積土砂浚渫等	町	
	（2）農道	佐幌3号線地区通作条件整備事業 農道修繕	道	
		屈足 20 地区通作条件整備事業 農道改良・舗装	道	
		新得西1地区通作条件整備事業 農道修繕	道	
		佐幌東1地区通作条件整備事業 積雪対策	道	
		新屈足地区農道整備特別対策事業 農道改良・舗装	道	
		屈足 23 地区農業基盤整備促進事業 農道改良・舗装	町	

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
	（８）道路整備機械等	雪寒機械ショベル	町	
		雪寒機械除雪専用車	町	
	（９）過疎地域持続的発展特別事業			
	公共交通	地方生活バス路線維持 ～地域住民の生活に必要不可欠なバス路線を維持・確保するため、バス事業者への支援を行い、住民に身近な生活交通の確保を図る。	町	

（４）公共施設等総合管理計画等との整合

新得町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

６　生活環境の整備

（１）現況と問題点

①上下水道

水道事業においては、令和２年度より水道事業と簡易水道事業を統合しました。また、新得浄水場は老朽化に伴い約 50 年ぶりの全面更新を行い令和２年４月から稼働し、配水池の更新も計画しています。屈足郊外・北新得地区では近年の使用量増加による水量不足解消のため、道営事業での整備を進めています。また、上佐幌地区では酪農業の飼育頭数増加により、繁忙期の使用水量はほぼ上限に達し、今後の経営拡大による水需要に対応できない状況です。

下水道事業においては、終末処理場の老朽化が顕著になってきており修繕費も増加しています。令和元年度からは、ストックマネジメント計画（施設維持最適化計画）の策定に着手し、今後における点検調査、修繕改築計画の策定を進めています。

水道・下水道事業は高度成長期等に建設した施設や管路の老朽化が進む中、近年更新需要が増大し、また多発する異常気象や地震等への対策が求められています。そのような中、人口減少による料金収入の減少、更新工事への補助金の削減等により事業に必要な財源の確保が課題となっています。

安全で安心なライフラインを維持するには、老朽施設の更新や既存設備の修繕を進めるとともに、上下水道事業の健全経営に取り組む必要があり、使用料金においても定期的な見直しが必要となっています。

②廃棄物処理

ごみの分別区分は、燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ、リサイクルごみ、資源ごみの５区分で、リサイクルごみ、資源ごみは町リサイクルセンターで選別・圧縮・梱包処理を行っていますが、燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみは、令和３年度から十勝圏複合事務組合のごみ処理施設において共同処理を行います。

ごみの排出量は、人口減少により平成 27 年度の 2,271t から令和元年度には 2,177t に減少していますが、町民１人１日あたりのごみ排出量は、平成 30 年度において 948g／人・日で、全国平均の 918g／人・日を上回っています。

し尿収集については、人口減少や下水道・合併処理浄化槽の普及等により収集量は減少しています。

じん芥処理は、ごみの減量化・リサイクルの推進等により、環境負荷をできる限り少なくし、ごみとして排出されたものを適正処理していく体制を確保していくとともに、十勝圏複合事務組合ごみ処理施設での共同処理に伴い、効率的かつ経済的な体制を確保していくことが必要です。また、大規模災害時においても、安定したごみ処理を行うことができる体制づくりが必要です。

ごみの分別について、一部のマナー違反者や、高齢者等の困難者に対して、分別の指導や援助の仕組みを検討していく必要があります。

し尿処理は収集量の減少が見込まれることから、効率的な収集運搬体制について検討し、町民サービスが低下しないようにする必要があります。

また、令和元年度末の水洗化率は、下水道区域内で 97.5%、区域外で 70.8%となっており、全体では 92.6%となっています。下水道区域外は水洗化率が低いため、合併浄化槽設置補助を中心に水洗化の普及を図っています。

また、下水道区域内の水洗化率は高いものの、依然として水洗化をしていない家庭があるため、既設トイレの水洗化改造に対する補助を実施しています。

高齢者等の水洗化整備の意欲が低い世帯への働きかけが課題となっていますが、世代交代と

ともに解消されることが見込まれることから、補助制度の継続と地道なPRを続けることが必要となっています。

③消　防

消防については、昭和45年4月に西十勝消防事務組合（現 とかち広域消防事務組合）に加入し、町内には新得消防署と屈足市街に分遣所が置かれ、令和2年度末で職員23名を配置しています。消防団は、新得消防団と屈足消防団の2団があり、令和2年度末の団員数は89名です。

消防施設の現況は、令和2年度末でポンプ車等8台、広報車2台、防火水槽30基、消火栓115基が整備されています。また、救急用として新得消防署に高規格救急車1台が配置されています。

新得消防署庁舎は平成17年2月1日に改築、供用を開始し、地域の防災拠点として機能しています。

また、平成27年にとかち広域消防事務組合が設立され、平成28年4月より十勝圏で消防広域化が実施されており、消防力の強化による住民サービスの向上や消防に関する行財政運営の効率化・消防体制の基盤強化が図られています。

今後も安全・安心な暮らしを守るため、消防施設整備計画に基づき、消防車両、消防水利施設の更新等の整備を進める必要があります。

④公営住宅等

町営住宅等の管理戸数は247棟661戸で、令和2年3月31日現在487戸（73.6%）が耐用年限の1/2を経過し、このうち264戸（39.9%）が耐用年限を過ぎているなど、老朽化した町営住宅が増加しています。また、住戸面積40㎡以上・高齢化対応のバリアフリー性・住戸内設備の3カ所給湯設置を満たさない設備水準の低い住戸が183戸あり、良質で利便性の高い住宅が不足しています。

団地数は、新得地区に11団地・屈足地区に9団地・郊外に2団地で計22団地あります。

既存ストックの有効活用に向けた改善・建て替え・団地集約化を検討し、公営住宅整備基準に準じた良質で利便性が高い公営住宅の供給が必要です。

また、維持管理費の削減や利便性のあるまちなかへの居住を推進するため、団地集約化と管理戸数の見直しを進める必要があります。

⑤その他

町内の公園は、都市公園、町内会広場ともにそのほとんどが開設から30年以上経過しています。この間、公園の再整備を進めながら機能の見直しを図っているほか、施設や遊具等は適期修繕を実施し、安全対策に万全を期しています。

また、緑豊かな新得らしい景観づくりのため、道路沿いや公園等に植栽を実施しています。

未整備の都市公園があるほか、利用が減ってきている公園や町内会広場が増えてきているため、今後は公園・広場の統廃合を進め、効率的な公園の配置を考えていく必要があります。

また、遊具の老朽化が進んでいることから、安全・安心な遊具の利用のため、点検や修繕を強化するとともに必要に応じて更新をしていくなど計画的な維持管理が必要です。

景観形成のために植栽した樹木については、引き続き適正な管理を行っていく必要があります。

拓鉄公園は施設の一部で老朽化が進んでおり、今後のあり方の検討が必要です。

また、空き家問題は全国的な課題となっており、平成26年に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が公布され、市町村が空き家対策を取り組むための法整備が行われました。町では、

平成 28 年 4 月に「空家等対策計画」を策定し、空き家に関する対策を総合的かつ計画的に実施しています。

景観の維持や防犯対策を図るため、平成 12 年度から廃屋解体撤去事業補助制度を創設し、令和元年度までの 20 年間で延べ 285 件、585 棟の廃屋の撤去を促進してきました。また、空き家を有効活用し景観・環境の維持と住居の確保を目的とした空き家活用促進制度を平成 24 年度に創設し、住環境の向上と定住化も推進しています。

しかし、令和 2 年度に実施した空き家調査では、新得市街地 75 戸、屈足市街地 49 戸、農村地区 45 戸、合計 169 戸の空き家が確認されており、平成 30 年度調査の 123 戸から増加してきています。

少子高齢化や人口減少の進行に伴い、さらなる空き家の増加が予想され、その中でも適正に管理されていない空き家が及ぼす生活環境や防災・防犯への悪影響が懸念されます。このため、令和 3 年度より第 2 期の「空家等対策計画」を策定し、危険家屋（廃屋）になる前に、所有者の責任において適正な管理の周知に加え、空き家の利活用促進や相談窓口の強化に取り組みます。また、所有者が特定できないケースや相続人がいないケース等、責任の所在が明確にならない家屋・土地についての対応を確立していく必要があります。

（2）その対策

①水道水の安定供給を維持します。
②下水道処理機能を適正に維持します。
③ごみの排出抑制を推進します。
④資源循環を推進します。
⑤廃棄物の適正な処理を推進します。
⑥合併浄化槽補助制度、既設トイレ水洗化改造補助制度を継続実施します。
⑦消防体制の充実、設備の計画的な更新等を図ります。
⑧老朽化公営住宅の建て替えをします。
⑨既存ストック公営住宅の長寿命化を図る維持補修を進めます。
⑩町営住宅の団地集約化を進めます。
⑪景観、衛生、防犯の面から、空き家・廃屋対策を進めます。

（3）計　画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
５　生活環境の整備	（１）水道施設 上水道	浄水場整備事業	町	
		量水器取替事業	町	
		水道管更新事業	町	
	（２）下水処理施設 公共下水道	下水道施設計画策定事業	町	
		下水道施設整備事業	町	
	地域し尿処理施設	合併浄化槽設置補助	町	
	その他	既設トイレ水洗化改造補助	町	
	（３）廃棄物処理施設 ごみ処理施設	一般廃棄物中間処理施設整備	十勝圏複合事務組合	
		浸出水処理施設遠隔監視システム整備	町	
		中継施設整備	町	
	（５）消防施設	指揮車（新得消防署）	とかち広域消防事務組合	
		水槽付消防ポンプ自動車（屈足団１号車）	町	
		救助資機材一式	とかち広域消防事務組合	
	（６）公営住宅	町営住宅補修工事 屋根塗装、葺替、物置更新、壁塗装外改修・改善工事	町	
		町営住宅内部改修 水回り等設備改善	町	
		町営住宅解体	町	
	（７）過疎地域持続的発展特別事業 生活	空き家家財道具等片付け事業 ～空き家に残された家財	町	

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
		道具等の片付けに要する費用に対して補助を行うことで、空き家の売却や賃貸などの利活用促進を図る。		
	危険施設撤去	廃屋解体撤去事業 ～個人所有の廃屋の解体撤去に際して補助を行うことで、美しい景観の形成と犯罪や災害の未然防止を図る。	町	

（4）公共施設等総合管理計画等との整合

新得町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

７　子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

（１）現況と問題点

①幼児・児童福祉

町内には、常設保育所を 2 カ所開所中であり、定員は 160 名ですが、令和 3 年 3 月末現在の入所人員は 140 名となっています。平成 27 年度からトムラウシ地区の幼児が増加したため、へき地保育所を再開しましたが、現在は利用希望者がいないため一時休園しています。また、老朽化が進んでいた屈足保育園は平成 30 年度に改築が完了しています。

合計特殊出生率については、令和元年度までの過去 5 年間の平均は 1.47 となっています。また、住民基本台帳による年少人口は令和元年度末で 593 人となっており、少子化が進んでいます。少子化や核家族化が進むなか、安心して子育てできるよう子育て支援サービスの充実や、食事を通して子どもに居場所を提供する子ども食堂の開設等、地域で子どもを育む環境づくりや子どもを産み育てるための経済的な不安を解消するため、少子化対策の推進が必要です。

②高齢者等の保健

町民の主たる死因は、平成 24 年～平成 28 年の 5 年間の統計では 1 位がん、2 位心疾患、3 位肺炎となっています。がんの部位別死亡数は 1 位肺がん、2 位胃がん、3 位大腸がんとなっています。

町の特定健診受診率は十勝管内では下位に位置しており、内臓脂肪症候群や高血糖の方の割合が高くなっています。また、町民の食事調査の結果、野菜の摂取量不足、間食習慣のある方が増加しています。

感染症対策としては、定期予防接種のみならず、任意予防接種への費用助成も行っています。

今後は、がんや生活習慣病の早期発見・悪化防止・死亡率低下のために、検診の受診啓発や受診しやすい検診体制の整備等、各種検診の受診率向上のための対策を推進していく必要があります。また、町民の食生活の現状から「減塩」、「脂肪の摂取量を減らす」、「野菜の摂取量を増やす」など、より健康的な生活習慣を身に付けてもらうことができるように健康や栄養の対策を推進していく必要があります。

また、感染症や伝染病予防対策としては、より多くの町民が必要な対策をとることにより、まん延防止につながるため、個人ができる予防として手洗いと咳エチケットなどの普及のほか、適切な時期に必要な予防接種を接種できる体制づくりが重要です。

③高齢者の福祉

本町の高齢者人口の増加は著しく、国勢調査でも平成 2 年から平成 27 年の 25 年間で 65 歳以上の人口は 1,301 人から 2,186 人となり 885 人の増加となっています。

団塊の世代が今後後期高齢者となるため、高齢化率（社人研推計）は令和 7 年に 38.4%とさらなる高齢化の進行が予想されています。このため、高齢になっても生きがいを持って地域活動に参加し働き続けることができる場の確保が求められています。また、独居高齢者や支援できる家庭が近隣にいない高齢世帯の増加、後期高齢者の増加に伴う要介護者の増加も見込まれていることから、高齢者福祉サービスの充実および介護予防の充実が求められています。

65 歳以上の要介護認定者数は、令和 7 年には 656 人と平成 25 年と比較して 141 人の増加、そのうち重度の要介護者は 218 人と 41 人の増加が見込まれています。また、今後も認知症の高齢者が増えることが予想されることから、認知症に対する理解を深め、地域で見守る体制づくりや介護サービス事業所の維持や整備を図る必要があります。

④障がい福祉

本町の障がい者手帳所持者数は令和元年度末で 575 人となっており、また、手帳の交付には至らない自立支援医療（精神通院医療）は 63 人となっています。障がい福祉計画策定アンケートでは「仕事をしたい」「障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことがある」「職場等の障がいに対する理解が必要」との回答があることから、これらへの対策が必要です。

障がいが複雑多様化するなか、障がいの早期発見・早期支援のさらなる充実が求められています。また、障がいのある人が自分らしく地域で暮らすためには、社会参加や就労支援体制の充実、町民の障がいに対する理解を図ること、また、ろう者と共に暮らす地域社会の実現のために手話に関する基本条例の理念に基づく手話の普及を図っていく必要があります。

令和 3 年度には、新たに障がい者グループホームが開設されましたが、今後もニーズの把握が必要になってきます。

（2）その対策

①少子化対策を推進します。
②母子保健の充実を図ります。
③特定健診・各種がん検診受診率向上への取り組みの充実を図ります。
④健康づくり事業・食育施策を推進します。
⑤感染症予防への体制の整備を進めます。
⑥生きがいづくりと地域交流を推進します。
⑦介護予防の推進・在宅生活支援体制の整備を進めます。
⑧障がいがある人の早期支援と地域生活支援サービスの充実を図ります。
⑨障がいに対する理解と共生社会の実現を目指し、就労支援体制を強化します。

（3）計　画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
６　子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	（１）児童福祉施設 保育所	保育環境整備 備品更新修繕等	町	
		保育サービス ICT システム導入	町	
		保育所エアコン整備	町	
	児童館	児童館等施設エアコン整備	町	
	（５）障害者福祉施設 障害者支援施設	障がい者グループホーム整備事業補助	町	
	（８）過疎地域持続的発展特別事業			

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
	高齢者･障害者福祉	高齢者在宅支援事業 ～高齢者が在宅で安全かつ安心して生活を送ることができるよう、安否確認事業などの各種サービスを提供し、安全・安心な地域社会の実現を図る。	町	
		障がい者在宅支援事業 ～障がい者が在宅で安全かつ安心して生活を送ることができるよう、日常生活用具給付事業やショートステイなどの各種サービスを提供し、安全・安心な地域社会の実現を図る。	町	
	健康づくり	リフレッシュルーム運営事業 ～小学生から高齢者、障がい者等に多種の教室を開催し、町民の健康増進を図る。	町	
	その他	出産・子育て費用軽減事業 ～子どもを産み育てるための経済的な不安の解消を図るため、出産祝金の支給や各種手当等により、子育て費用の軽減を図る。	町	
		乳幼児等医療費助成事業 ～子どもを持つ家庭が健やかな育成をすることができるよう、中学校卒業までにかかる医療費を助成し、子育ての支援を図る。	町	
	（9）その他	特定健診等事業	町	
		手話普及・手話教育推進事業	町	

（4）公共施設等総合管理計画等との整合

新得町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

８　医療の確保

（１）現況と問題点

町内における医療機関は、診療所２カ所、歯科医院４カ所が開設されており、全て民間が経営主体で訪問診療や送迎が実施されています。また、屈足地域には診療所が無いため、毎週水曜日の午前に新得クリニックによる巡回診療を委託しています。

入院施設はサホロクリニックに 19 床確保、休日・夜間診療は清水赤十字病院に委託しています。また、清水赤十字病院で透析を受けている方で通院が困難な方に対し、送迎を社会福祉協議会に委託し実施しています。

高齢化により、医療や介護の必要な町民が増加することが予想され、特に屈足地区には身近に医療機関が無いことから、健康に支障をきたす町民が増えると考えられます。

また、安心した在宅での暮らしの継続のためには、医療や介護など命に密着するサービスが切れ目なく提供されるよう、医療事業者と介護事業者が連携することが必要です。

（２）その対策

①町民が安心して診療を受けられる医療体制の整備を進めます。

②限られた地域の人材と資源を十分に活用しながら、在宅医療推進に向けた医療体制の確保、屈足地域の医療の確保、医療機関との連携、休日・夜間の救急医療体制の継続等を推進していきます。

（３）計　画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
７　医療の確保	（１）診療施設 診療所	サホロクリニック施設改修	町	
	（４）その他	入院病床確保支援補助金	町	
		休日・夜間診療体制確保事業補助金	町	

（４）公共施設等総合管理計画等との整合

新得町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

９　教育の振興

（１）現況と問題点

①義務教育

令和２年４月１日現在の児童生徒数は、新得小学校 212 人、屈足南小学校 43 人、新得中学校 86 人、屈足中学校 20 人、富村牛小中学校 14 人となっており、本町の児童生徒数は徐々に減少しています。複式学級の設置校は、令和２年度において、屈足南小学校、富村牛小中学校、屈足中学校の３校となっています。（屈足中学校は令和４年度に複式が解消される見込み）

また、学習指導要領の全面実施を小学校は令和２年度、中学校は令和３年度に迎え、基本方針としては、子どもたちが未来社会を切り開くための資質・能力の確実な育成を目指すこととされており、主に「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進することが求められています。また、ICT スキルの育成やプログラミング能力を含んだ情報活用能力の育成も盛り込まれ、これまでの学校教育の蓄積を生かし、新たな指導要領に対応した取り組みが必要とされています。

児童生徒の基礎的な知識や技能の定着、学ぶ意欲の向上を図るため、授業の改善や学習環境の整備、家庭学習の習慣化などにより確かな学力の向上を図る必要があります。

施設、設備の老朽化への対応は、安全・安心な教育環境の提供を心がけ、計画的に実施する必要があります。

各学校が教育理念及び地域性を考慮した学校教育方針に基づく学校運営を行い、また全地域住民が学校教育に参画する体制を推進するため、「地域とともにある学校づくり」を進めるとともに、特色ある学校教育の推進を図っていく必要があります。

②教職員住宅

教職員住宅は新得地区 18 戸、屈足地区 10 戸、富村牛地区７戸の計 35 戸を管理しており、そのうち木造は 11 戸、ブロック造は 24 戸となっています。老朽化の著しい住宅は更新し住環境の改善を進めていく必要があり、入居していない住宅は状況に応じてほかの用途での活用を図っています。

教職員住宅は、児童生徒数の減少による教職員数の減少に鑑み、改修を基本に住環境の充実を図っていますが、今後確保すべき戸数を精査し、取り進めていかなければなりません。

建て替えについては維持管理コスト削減のため民間活力を活用していく必要があります。

③義務教育外振興

本町では、新得高等学校の募集停止を契機に、経済的困窮世帯を対象に高校通学費等の補助を平成 29 年度から実施し、令和２年度から制度を拡充しています。

平成 28 年４月に開校した新得高等支援学校は令和２年度現在の生徒数が 39 人（定員 48 人）となっており、町では同校の振興策として、通学バスの運行や学校・地元企業での実習にかかる支援、学校給食の提供等の支援を実施しています。

高校教育にかかる費用は受益者負担が原則との考えを基本としますが、少子化対策の一環として高校通学費等補助事業などを通じて保護者の負担軽減を図り、子どもを産み育てやすい環境づくりを進める必要があります。

また、新得高等支援学校の生徒が安心して通学するための支援や、特色のある学校づくり、卒業後の進路への支援を継続的に講じる必要があります。

④学校給食

児童生徒に対して良質な食材の選択とバランスのとれた給食の提供に努めています。給食セ

ンターは昭和 59 年の改築以来 35 年が経過していますが、計画的な施設の改修と備品の更新を実施しています。

子どもたちの健康保持増進を図るため、安全・安心でバランスのとれた給食の提供を図る必要があり、給食センターの衛生管理基準に適合した施設を維持するとともに、多様化する保護者からの食育等への要望に対応していく必要があります。

⑤青少年成人教育・芸術文化・文化財

少年教育では、自然体験等の豊かな体験活動が子どもたちの健全育成に必要不可欠であることから、町民大学の少年対象講座を実施しています。また、交流事業として、姉妹町である宮崎県五ヶ瀬町との少年少女使節団交流事業のほか、西部十勝３町による野外活動体験研修事業を実施しています。

高齢者教育では、町民大学「寿教室」を開講し、生涯学習の推進及び生きがいづくりとして、大きな効果を上げています。

さらには、子どもから高齢者に至るまでの各時期にわたる学習ニーズに応じた「町民大学」を継続して開講しています。町民大学では、より豊かな教養・知性を培うための学習機会の提供や、町民の学びたい意欲を応援する施策が求められています。

⑥図書館

町立として開館以来、町民生活の文化的水準の向上や知的欲求の高まりに寄与し、年間貸出冊数は 8 万冊程度を維持し、人口１人あたりの貸出冊数も 10 冊以上を堅持しています。

また、遠方の利用者および学校等には移動図書館車を巡回させ、平等な利用機会を提供しています。平成 29 年度には「町子どもの読書推進計画（第２期）」を策定し、保育所、幼稚園、小中学校への団体貸出や、学校図書館電算化を始めとした学校図書館の環境改善を図り、子どもの読書活動の推進及び図書館利用の促進､年間を通した様々な催しを企画､開催しています。

図書の貸出冊数は、年々増加していますが、図書館資料の貸し出しを受けるための登録者率は町民全体の２割程度にとどまっているため、図書館のさらなる利用促進に向けた取り組みが必要となっています。

⑦スポーツ

体育連盟やスポーツ少年団においては加盟団体数の減少、また各単位団体においては会員数の減少が進んでいます。これらは、町全体の人口減少とそれに伴う児童生徒数の減少が要因となっています。

町では、活動の拠点となる各種スポーツ施設の維持改修に努めていますが、全体的に老朽化が進んでいます。また、町営温水プールやパークゴルフ場、ランニングコースなど比較的新しい施設においても 20 年以上が経過しているため、大きな維持補修が必要になってきています。

スポーツ団体などの会員減少は、団体活動を縮小させるとともに、多様なスポーツ活動の展開を阻害する大きな課題となっています。また、スポーツ活動の拠点となる各施設を安心して使用できるようにするため、安全性を維持し効率的な維持管理を行っていく必要があります。

（２）その対策

①確かな学力、体力・運動能力の向上を図ります。
②学校教育を取り巻く環境の変化に応じて、施設整備や教材整備など充実した教育環境を提供します。
③全町教育を取り入れた小中学校の教育活動の充実を図ります。

④教職員の住環境の充実を図ります。
⑤高校への修学機会の確保と保護者負担軽減を図るため高校通学費等補助を実施します。
⑥新得高等支援学校の振興を図るため各種支援を実施します。
⑦バランスのとれた安全・安心で美味しい給食の提供と食育の推進に努めます。
⑧衛生管理基準に適合した施設を維持するため、計画的な施設の改修と備品を更新します。
⑨各世代に応じた学習機会の提供や少年の自然体験をはじめとした体験活動、他町村・友好都市との交流を図ります。
⑩文化芸術にふれあう機会の創出と町民の社会教育活動への主体的な参画を促す取り組みを進めます。
⑪郷土の歴史理解に対する啓発活動と情報の発信、町の歴史遺産の保存・伝承を行っていきます。
⑫社会教育活動の中核となる公民館の適正管理を進めます。
⑬図書の充実と利用促進を図ります。
⑭図書館における施設、設備の計画的な改善・運営を図ります。
⑮スポーツに取り組むきっかけづくりとスポーツ活動の継続を支援します。
⑯各スポーツ施設の効果的な維持管理・運営を進めます。

（3）計　画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
８　教育の振興	（1）学校教育関連施設 校舎	各学校大規模改修	町	
		各学校エアコン整備	町	
		各学校修繕	町	
	屋内運動場	非構造部材改修	町	
	教職員住宅	教員住宅改修 内部改修、外部塗装、新築検討	町	
		教員向け民間住宅建設支援	町	
		取り壊し費用	町	
	給食施設	共同調理場施設改修等	町	
		学校給食備品購入	町	
		特別支援学校給食提供	町	
	その他	校務・児童生徒用 PC 更新	町	
		教材備品の購入	町	
		新得高等支援学校協力会補助金	町	
		新得高等支援学校通学運行費補助	町	
		山村留学事業	町	
		教師用指導書の改訂	町	
		町費負担教職員	町	

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
		町内小中学校外国語指導強化	町	
		特別支援教育支援員	町	
		CS 運営協議会運営事務	町	
		スクールバス代行	町	
		高校通学費補助	町	
	（2）幼稚園	保育環境整備 備品更新修繕等	町	
		保育サービス ICT システム導入	町	
		幼稚園エアコン整備	町	
	（3）集会施設、体育施設等 公民館	町公民館改修事業	町	
		町公民館備品等の更新	町	
	体育施設	町民体育館施設改修	町	
		町民体育館機械備品更新	町	
		武道館施設改修	町	
		武道館機械備品更新	町	
		新得運動公園池埋立・駐車場整備	町	
		新得運動公園焼肉ハウス改修	町	
		町営球場施設改修	町	
		新得運動公園テニスコート改修	町	
		多目的運動広場管理棟改修	町	
		屈足公園焼肉ハウス改修	町	
		屈足公園テニスコート改修	町	
		陸上競技場人工芝補修	町	
		サホロリバーサイドパークゴルフ場コース補修	町	
		スポーツ芝生広場管理棟補修	町	
		スポーツ芝生広場備品更新	町	
		芝生ランニングコース補修	町	
		屈足レイクサイドスポーツ施設管理棟補修	町	
		町営温水プール外壁改修、屋根補修	町	

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
		町営温水プール機械備品更新	町	
		プール等地域施設の補修等	町	
		スポーツ合宿歓迎看板等更新	町	
		総合体育館外壁改修工事	町	
		公園施設、遊具修繕整備	町	
		公園施設植栽	町	
	図書館	図書館資料の充実	町	
		図書館情報システム整備	町	
		情報活用サービス充実	町	
		学校図書館の管理	町	
		図書館施設整備事業	町	
	（4）過疎地域持続的発展特別事業 生涯学習・スポーツ	町民大学の充実 ～町民への学習機会の提供により、学んだ成果を地域の中で活かそうとする意識の醸成と、活かすことができる環境整備を図る。	町	
		健康増進施設運営事業 ～各種大会や運動教室を開催・運営することで町民の健康づくりを支援する。	町	
	（5）その他	スポーツ団体活動の援助	町	
		スポーツの振興	町	

（4）公共施設等総合管理計画等との整合

新得町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

１０　再生可能エネルギーの利用の推進

（1）現況と問題点

本町は、山間地域の特性を活かした 7 つのダムと 6 つの水力発電所が建設され、道東地域でも有数の発電量を誇る地域となっています。平成 30 年度には、上岩松発電所（1 号）のリニューアルが決定され、「新得発電所」として令和 4 年度の完成に向け建設工事が進められています。近年では畜産系廃棄物を活用したバイオマス発電も稼働を始めるなど地域資源の有効活用を進めています。

一方、畜産系廃棄物を活用したバイオマス発電導入のための送電網への接続が課題となっており、国等へ継続的に政策的推進を要望していく必要があります。

また、建て替えを予定している役場庁舎については、再生可能エネルギーを活用し、環境への配慮に努めるほか、省エネに取り組んだ庁舎とします。

（2）その対策

①再生可能エネルギーの導入を促進します。
②畜産系廃棄物を活用したバイオマス発電等の再生可能エネルギー活用推進のため送電線の増強や固定価格買取制度の維持拡充等を国へ要望していきます。
③民間事業者と連携し、未利用資源の掘り起こしと活用検討を進めます。
④建て替え予定の役場庁舎に再生可能エネルギーを活用します。

（3）計　画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
１１　再生可能エネルギーの利用の推進	（1）再生可能エネルギー利用施設	役場庁舎、付属施設建替	町	

（4）公共施設等総合管理計画等との整合

新得町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

１１　その他地域の持続的発展に関し必要な事項

（1）現況と問題点

地域の持続的発展を進めていくため、各分野において様々な施策と事業が展開されますが、行政内各部門の協調のみならず、町民の参加、参画と協働を得て、総合的な視点により施策を推進していくことが重要です。

そのためにも、まちづくりの資源は人であるという共通認識のもと、その人の持っている能力を引き出し、より多くの人が地域社会活動やまちづくりへの参加と参画ができるよう進めていく必要があります。

また、地域におけるカーボンニュートラルの実現に向けて、町民の機運醸成を図る必要があります。

（2）その対策

①カーボンニュートラルに向けた取り組みを進めます。

（3）計　画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
１２　その他地域の持続的発展に関し必要な事項	（2）その他	勤労者融資制度	町	
		労働団体助成	町	
		カーボンニュートラル実行計画策定	町	

（4）公共施設等総合管理計画等との整合

新得町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

事業計画（令和３年度～令和７年度）　過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
２　産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業 第１次産業	農業体験実習施設運営事業 ～農業経営の規模拡大に伴い労働力の確保が必要となってきており、レディースファームスクールの運営により女性農業者の人材育成を進め、担い手の育成を図る。	町	
	商工業・６次産業化	地域振興事業補助 ～地域振興に資する民間事業活動等のための必要な資金を助成支援し、もって町の総合的な発展を図り、活力と魅力ある地域づくりを推進する。	町	
		商工業活性化事業 ～空き家、空き地の有効活用により商店街活性化を図る。	町	
４　交通施設の整備､交通手段の確保	(９)過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	地方生活バス路線維持 ～地域住民の生活に必要不可欠なバス路線を維持・確保するため、バス事業者への支援を行い、住民に身近な生活交通の確保を図る。	町	
５　生活環境の整備	(７)過疎地域持続的発展特別事業 生活	空き家家財道具等片付け事業 ～空き家に残された家財道具等の片付けに要する費用に対して補助を行うことで、空き家の売却や賃貸などの利活用促進を図る。	町	

	危険施設撤去	廃屋解体撤去事業 ～個人所有の廃屋の解体撤去に際して補助を行うことで、美しい景観の形成と犯罪や災害の未然防止を図る。	町	
6　子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉	高齢者在宅支援事業 ～高齢者が在宅で安全かつ安心して生活を送ることができるよう、安否確認事業などの各種サービスを提供し、安全・安心な地域社会の実現を図る。	町	
		障がい者在宅支援事業 ～障がい者が在宅で安全かつ安心して生活を送ることができるよう、日常生活用具給付事業やショートステイなどの各種サービスを提供し、安全・安心な地域社会の実現を図る。	町	
	健康づくり	リフレッシュルーム運営事業 ～小学生から高齢者、障がい者等に多種の教室を開催し、町民の健康増進を図る。	町	
	その他	出産・子育て費用軽減事業 ～子どもを産み育てるための経済的な不安の解消を図るため、出産祝金の支給や各種手当等により、子育て費用の軽減を図る。	町	
		乳幼児等医療費助成事業 ～子どもを持つ家庭が健やかな育成をすることができるよう、中学校卒業までにかかる医療費を助成し、子育ての支援を図る。	町	
8　教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業 生涯学習・スポーツ	町民大学の充実 ～町民への学習機会の提供	町	

		により、学んだ成果を地域の中で活かそうとする意識の醸成と、活かすことが出来る環境整備を図る。		
		健康増進施設運営事業 ～各種大会や運動教室を開催・運営することで町民の健康づくりを支援する。	町	